

廃食用油の回収及び再資源化事業業務仕様書

本仕様書は、春日市（以下「本市」という。）が行う廃食用油の回収及び再資源化事業にかかる基本事項について定めるものである。

1 事業名称

春日市廃食用油の回収及び再資源化事業

2 業務の目的

本市域内の家庭から発生する廃食用油の回収及び再資源化を行うことで、廃棄物の減量及び市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 履行場所

春日市内の公共施設

※施設管理者等の許可を得て決定する。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日（日）まで

5 業務内容

（1）廃食用油の回収ボックスの設置

- ・回収ボックスを設置すること。
- ・回収ボックスには回収の趣旨、ルールを明示する掲示物を貼付すること。
- ・回収ボックスや、その設置に関する費用はすべて受注者負担とし、受注者の所有物とする。
- ・回収ボックスは、廃食用油をペットボトルに入れた状態で収納する形式のものとし周囲に悪臭や汚れが発生しないものとする。
- ・回収ボックスにはビニールや防水パンを設置し、万が一容器漏れが発生した場合に回収ボックス内で完結するよう対策を講じること。
- ・回収ボックスは定期的に点検・確認を行い、万が一汚れ等が発生した場合は、随時清掃・交換等の対応を行うこと。
- ・汚れ等が発生した場合に初動の応急処置を行う用具を回収ボックスに備え付けること。
- ・回収ボックスの経年劣化、通常の使用に伴う損耗、または第三者による破損・故障などが発生した場合は、受注者の責任と負担において、速やかに修繕、部品交換、または代替品の設置等の必要な措置を講じなければならない。

- ・回収ボックスに起因する事故等により発注者又は第三者に与えた損害は、受注者の責任にて対応、賠償しなければならない。保険加入等の対策をとること。

(2) 廃食用油の回収

- ・発注者が指定する履行場所で廃食用油を回収すること。なお、履行場所は現時点のものである。追加・変更が生じる際は別途協議を行うこととする。
- ・回収ボックスが満杯となることがないように、回収は十分な頻度で行うこと。
- ・廃食用油はペットボトルに入れた状態のまま回収すること。
- ・回収されたペットボトルは受注者が適切に処理すること。
- ・回収作業時は騒音等の周囲への悪影響が発生しないよう配慮を行うこと。
- ・回収場所の清潔の保持に努めること。
- ・そのほかの回収方法及び回収頻度については別途発注者と協議を行うこと。なお、本業務の回収に関連して発生する諸費用はすべて受注者負担とする。

(3) 回収量の報告

- ・廃食用油の本市内で回収された量（回収拠点ごとに分けたもの）、再資源化された量を毎月 10 日までに発注者に報告すること。（任意様式）
- ・報告は月ごとに行うこと。
- ・公民館に設置している回収箱等から廃食用油を回収した場合は、公民館を管理する自治会に回収量を報告すること。（任意様式）

(4) 啓発、提案

- ・本市内事業所等に、回収箱等の設置の提案を行うこと。なお、各事業所等とは受注者が個別に契約するものとするが、回収量については市内事業所等からの回収分として併せて報告を行うこと。
- ・本市内において回収された廃食用油について、再資源化（バイオディーゼル、SAF 化、アスファルト材など）を行い、リサイクル体制の見える化を行うこと。
- ・本市が実施するリサイクルの啓発や環境教育に対して協力すること。
- ・本市における再資源化された廃食用油の活用について検討すること。

(5) 買い取り代金の納入

- ・本業務は廃食用油の有償回収とし、受注者が回収量に応じて買い取るものとする。
- ・回収量の報告に応じて発注者から発行される納付書または振込により納付を行うこと。期限や支払回数については別途協議を行う。
- ・回収拠点が市内事業所等の場合は、個別契約において支払い方法等を取り

決めること。

(6) 契約期間満了後及び契約解除時の回収ボックスの撤去

- ・受注者は、本契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、発注者の指示に従い、速やかに各設置場所の回収ボックス（付属品を含む。以下同じ）を撤去し、設置場所を速やかに原状回復を行うこと。
- ・前項の撤去および原状回復に要する費用は、受注者の負担とする。
- ・受託者は、回収ボックスの撤去作業を行うにあたっては、事前に設置場所の管理者（施設管理者等）と十分に協議・調整を行い、施設の運営や利用者の通行等に支障をきたさないよう、安全確保に十分配慮して行うこと。

6 その他

- ・本業務を遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・回収に関連する緊急事態が発生した場合は速やかに市へ報告するとともに受注者の責任において定期的な処理を講ずること。（土日祝を含む。）また、緊急連絡先を回収箱等の設置箇所の管理者及び発注者に提供すること。
- ・仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議を行い、その解決を図るものとする。